

議案第 23 号

日出町障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせるまちづくり条例の一部改正について

日出町障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例

日出町障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせるまちづくり条例（平成 30 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（合理的配慮）

第 7 条 町及び事業者は、次に掲げる場合のほか、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がい等により本人の意思表示が困難な場合には、障がいのある人の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合は、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（1） 教育、療育又は保育を提供するとき。

- (2) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。
 - (3) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
 - (4) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
 - (5) 不動産の取引を行うとき。
 - (6) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
 - (7) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
 - (8) その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。
- 2 町民は、障がいのある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

令和6年4月より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）が施行され、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、条例を改正したいので提出する。